

一般社団法人 日本歯科技工学会 学生登録会員(優遇制度会員)規程

- 第1条 一般社団法人日本歯科技工学会（以下「当法人」とする）は学生登録会員(優遇制度会員)を設置する。
- 第2条 当法人が規程する「学生登録会員(優遇制度会員)」の条件とは、定款第6条に定める学生会員で、個人の意味で、氏名・生年月日・住所・連絡先等の情報を登録した学生会員(学生証・在学証明証が発行されている専攻科・大学院等を含む)を言う。
- 第3条 「学生登録会員」の申込方法は、別紙の学生登録会員申込書に必要事項を記入の上、学校で取りまとめて、当法人事務局へ提出する。
- 第4条 「学生登録会員」には学生登録会員証を発行する。
- 第5条 「学生登録会員」の特典は、学術大会参加費が無料(抄録号を含む)、学会刊行物、メールによる情報の提供等が受けられる。
- 第6条 「学生登録会員」は、学会発表をすることができる。
- 第7条 「学生登録会員」が卒業(修了)して、正会員へ継続される場合は、3年間は学生登録会員(優遇制度会員)が適用され、入会金は無料とし、年会費を正会員の半額とする。
ただし、1年間会費未納の場合は退会とし、再度学会に入会する場合は通常の新規入会扱いになる。
- 第8条 「学生登録会員(在学中)」の学術大会参加登録方法は、各学校(歯科技工士養成施設)で取りまとめ学会HP上の「団体申込サイト」での一括参加登録とする。

在 学 中		
	学生登録会員	入会登録なし
入会金	無料	—
年会費	無料	—
学術大会参加費	無料 事前登録者には抄録号の送付	3,000円 事前登録者には抄録号の送付
その他	学会刊行物の送付, メールによる情報の提供など..	—
卒 業 後		
正会員	継続して正会員へ	新規入会
入会金	免除	2,000円
年会費	卒後3年間は 年 4,000円	年 8,000円

(注意) 学術大会参加について

学術大会参加登録は

原則、学校単位で事前団体登録申込となります

ただし、事前団体登録せず当日参加の場合、当日参加費 3,000 円の負担が生じます